

## ○ 星薬科大学図書館の複写に関する規程

(昭和53年3月24日制定)

改正 平成 5年4月1日

平成10年4月1日

平成18年9月9日

平成24年8月7日

本規程は、星薬科大学図書館が依頼を受けた文献複写について定めるものであり、本図書館における複写は著作権法を遵守して行うものとする。

### 1. 複写料金

#### (1) 来館利用

		モノクロ(1枚)	カラー(1枚)	備考
学内者		10円	60円	
学外者	卒業生	20円	100円	
	教育研究機関所属者	20円	100円	
	日本薬学図書館協議会, 日本医学図書館協会加盟 の営利機関所属者	50円	100円	
	営利機関所属者	80円	200円	別途基本料金 100円

備考：相互利用協定に基づく利用の場合は、学内料金を適用する。

#### (2) 図書館間相互利用, その他

		モノクロ(1枚)	カラー(1枚)	送料
NACSIS-ILL 参加機関		50円	100円	実費
文献複写サービス代行機関		80円	160円	実費
その他の機関, 個人		50円	100円	実費

### 2. 複写料金の支払い

#### (1) 来館利用による場合

来館による複写依頼の料金は、現金払いとする。

#### (2) 図書館間相互利用, その他

NACSIS-ILLの文献複写等料金相殺サービス参加機関は、4半期毎の相殺による。

その他の依頼で、組織・機関からの依頼については本学図書館が発行する請求書により、後払いを認める。個人による依頼については、前払いとする。

附 則

この規程は、昭卸53年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月7日から施行する。